

長万部町避難所等整備事業補助金交付規則

（趣旨）

第1条 この規則は、災害時における地域住民の安全な避難所を確保するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に基づく自主防災組織を結成している町内会等が所有する集会施設の修繕に要する経費及び災害備蓄品等整備に要する経費を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）町内会等

町内の一定地域の住民によって構成され、当該地域社会の住民生活の向上を目的に、自主的に組織された町内会、自治会及びこれに類する団体をいう。

（2）集会施設

地域住民が集会等に利用する施設のうち、災害時の避難所として長万部町地域防災計画に位置付けられ（避難所に関する災害協定の締結を含む。）町内会等が所有管理するものをいう。

（3）災害備蓄品等

避難所等の機能確保に必要な次の備蓄品又は備品をいう。

食料、飲料水、医療品等の救急用品、毛布、寝袋、敷きマット、発電機
ストーブ等の暖房器具、避難所用間仕切り、簡易トイレ

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

（1）町内会等が行う集会施設の修繕事業

（2）町内会等が行う災害備蓄品整備事業

2 集会施設の修繕事業については、この補助金の交付を受けた年度の翌年から起算して、5年を経過していない集会施設については補助対象としない。ただし、災害その他特別の理由により町長が認めたときは、この限りでない。

（交付対象者）

第4条 法第2条の2第2号に基づく自主防災組織を結成している町内会等とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、町内会等が行う集会施設の修繕及び災害備蓄品整備に直接要する経費で、避難所の機能の維持・向上に必要と認められるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表に基づき予算の範囲内で町長が定めるものとする。なお、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助金額	補助上限額	補助下限額
集会施設修繕事業	補助対象経費の 3分の2以内	60万円	30万円
災害備蓄品事業		20万円	10万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等（以下「補助事業者」という。）は、町長が指定する期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 自主防災会規約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付指令書を交付する。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書に補助金交付指令書の写を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、補助金の交付決定に係る補助事業の完了後に交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第12条 補助事業者は、事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業変更承認申請書（別記第5号様式）を提出し町長の承認を受けなければならない。

（事業実績の報告）

第 13 条 補助事業者は、その事業が完了したときは、補助事業実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- （1） 収支計算書（別記第 7 号様式）
- （2） 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金交付決定の取消し等）

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金交付の決定の内容又は条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- （4） 前各号のほかこの規則に違反したとき。

（帳簿及び書類の備付け）

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

（その他）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

長万部町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

事業名

長万部町避難所整備事業補助金交付規則第 7 条の規定により、上記事業に関し補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円

別記第2号様式（第7条関係）

事業計画書

1. 事業の名称	
2. 事業の目的	
3. 事業の概要	
4. 事業の着手年月日及び 完了年月日（予定）	着手 年 月 日 完了 年 月 日
5. その他参考となる事項	

別記第3号様式（第7条関係）

収 支 予 算 書

収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
計				

支 出

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 減	摘 要
計				

別記第4号様式（第11条関係）

補助金概算払申請書

年 月 日

長万部町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

長万部町避難所整備事業補助金交付規則第10条の規定により、年 月 日付け 第 号指令により補助金交付の決定を受けましたが、次により概算払いを願いたく申請いたします。

記

1 総 事 業 費	円
2 補助金交付決定額	円
3 概 算 払 申 請 額	円
4 概 算 払 申 請 理 由	

別記第5号様式（第12条関係）

補助事業変更承認申請書

年 月 日

長万部町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号指令をもって補助金交付の決定を受けた事業について、長万部町避難所整備事業補助金交付規則第12条の規定により、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金の交付決定額	円
2 変更後の補助金申請額	円
3 変 更 理 由	

別記第 6 号様式（第 13 条関係）

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

長万部町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

印

事業名

年 月 日付け 第 号指令をもって補助金交付の決定を受けた
上記事業は、年 月 日完了したので、長万部町避難所整備事業補助金
交付規則第 13 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

別記第7号様式（第13条関係）

収 支 計 算 書

収 入

（単位：円）

科 目	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減	摘 要
計				

支 出

科 目	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減	摘 要
計				